

令和4年7月23日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

### 濃厚接触者の待機期間の短縮について

日頃から、本市の保育・教育行政に御協力をいただきありがとうございます。

7月22日厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の待機期間について、現行の7日間から5日間に短縮する旨の連絡がありました。

そのため、今後の待機期間の考え方や、すでに濃厚接触者に特定されている方の待機期間の考え方については、次のとおりとしますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

#### 1 対応の変更点について

(1) この通知以降、各施設から連絡する濃厚接触者については、待機期間を最終接触日の翌日から5日間とします。利用料の日割り返還の対象期間もこれに準じて短縮します。

(2) すでに濃厚接触者に特定され、現在待機期間中の方についても、待機期間を7日間から5日間に短縮します。

なお、現在待機期間中の方の利用料の日割り返還については短縮せず、6日目7日目に保育所等をお休みした場合は日割り返還対象とします。

(3) 濃厚接触者に特定されている場合において、待機期間の2日目、3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性が確認できれば、3日目で待機を解除することができます。なお、今回の厚生労働省の事務連絡においては、乳幼児を対象外とする記載はないため、この運用の対象となります。抗原定性検査キットの費用については、各ご家庭の負担となります。

マーカー部分については、令和4年7月25日通知にて訂正し、乳幼児は短縮の対象外としています。

全国的に感染者が急増しています。これまでも御協力いただいていることではありますが、保護者の皆様におかれましては、お子様の体調に普段と異なる様子が見られる場合には、保育所等をお休みし、必要に応じて、かかりつけ医を受診するなど、感染拡大防止に引き続き御協力いただきますようお願いいたします。

【担当】 こども青少年局保育・教育運営課

電話 671-3564